

就学援助 新入学学用品費の入学期前支給のご案内

港区では、お子様が安心して学習できるよう、経済的な理由で就学が困難な児童・生徒の保護者の方に、学用品費や校外学習費等の経費の一部を援助する就学援助という制度があります。

就学援助の支給費目のうち、新入学に必要な学用品や通学服等の購入経費を補助する新入学学用品費については、小学校の入学期前に支給します。ご希望の方は、ホームページを確認の上、期限までに必ず申請してください。

なお、令和8年4月の小学校入学後も引き続き就学援助の受給を希望される場合には、入学後も忘れずに申請してください（入学後に関係書類を別途配布します。）

1 援助を受けられる方

以下のすべてに該当する方が就学援助の対象となります。

※支給後に下記の要件を欠いた場合、新入学学用品費を返還していただくことになります。

- (1) 港区にお住まいの方（令和8年4月の小学校入学期前に港区外に転出する方は申請できません。）
 - (2) お子さまが令和8年4月に学校教育法第1条に規定する小学校または義務教育学校の前期課程に入学予定の方（学校教育法第1条に規定する学校として認められていないインターナショナルスクール等に入学予定の方は申請できません。）
 - (3) 令和7年度就学援助の準要保護に該当する方（「2 準要保護に該当する方」をご参照ください）
- ※生活保護を受けている方は生活保護費から同様の費用が支給されるため、入学期前支給の申請の必要はありません。

2 準要保護に該当する方

以下のいずれかに該当する方は就学援助の準要保護認定となります。

- (1) 児童扶養手当を受けている方

※母子または父子家庭等の経済的自立と生活安定を図るための手当です。児童手当とは異なります。

- (2) 前年（令和6年1月～12月）の総所得金額等が基準所得額に該当する方

※総所得金額等には、給与所得や配当所得等のすべての所得が含まれます。

※給与所得及び事業所得については、以下の金額になります。

①給与所得の金額は、源泉徴収票の『給与所得控除後の金額』です。

②事業所得の金額は、『年間総収入から必要経費を差し引いた金額』です。

なお、給与所得または公的年金等所得がある場合は、所得額から10万円を控除した金額となります。

※家族構成は、原則として住民登録によりますが、保護者の方が単身赴任している場合等は、構成員に含めます。なお、申請された家族構成が住民登録と異なる場合は、状況の確認のため、生計関係の確認をさせていただくことがあります。

※援助を受けられる目安となる基準所得額は生活保護基準をもとに算出しており、世帯構成等により各ご家庭で異なります。目安の所得額を超える場合でも、審査を希望される方は申請してください。

【目安額】

| 世帯人数 | 家 族 構 成 (モデルケース) | 基準所得額の目安 |
|------|--------------------------------|----------|
| 2人 | 母30歳・子（新小1=6歳） | 約288万円以下 |
| 3人 | 父35歳・母30歳・子1人（新小1=6歳） | 約350万円以下 |
| 4人 | 父40歳・母40歳・子2人（小2=8歳、新小1=6歳） | 約405万円以下 |
| 5人 | 父40歳・母40歳・子3人（小3=9歳、新小1=6歳、3歳） | 約475万円以下 |

【所得状況の確認】※書類の提出が必要になる場合があります。申請前にご確認ください。

生計が同一の家族のうち、1名でも所得申告、または書類の提出がない場合は、認定審査が行えません。

(1) 令和7年1月1日現在、港区内にお住まいの方の場合

原則書類の提出は不要です。港区が持つ税情報等を利用して認定審査を行います。ただし、申告がお済でない場合は、申告が必要になります。

(2) 令和7年1月1日現在、他の区市町村（港区以外）にお住まいの方の場合

次の①・②の書類のうち、いずれか1つの書類を提出してください（コピー可）。

2人以上の児童・生徒について申請する場合も、1人につき1枚添付してください。

①令和6年分の「確定申告書」の控え及び收受日が印字されたリーフレット（リーフレットは書面で確定申告をされた場合に必要となります。電子申請の場合は受付通知が添付されていることを確認してください。）

②前住所地の令和7年度の「住民税課税・非課税証明書」（扶養及び総所得金額等の記載のあるもの）

※令和7年1月1日時点でお住まいであった区市町村で交付を受けられます。

(3) 令和6年中に海外勤務等で、税の申告義務がない方が世帯にいる場合

上記に該当する方は、別途必要書類があります。問合せ先までご連絡ください。

3 申請方法・期限（希望者のみ）

(1) 申請方法

右の二次元コードから申請画面に移動し、オンライン手続きにより申請してください（日本語のみ対応）。紙での申請を希望される方は、港区ホームページから申請書をダウンロードし、郵送または窓口で申請してください。
ご不明な点は問合せ先までご相談ください。

(申請用サイト)



(2) 申請期限

令和8年1月9日（金）

※令和7年度内は隨時申請を受け付けますが、申請期限を過ぎた場合、支給時期が令和8年3月以降となります。

(港区ホームページ)



(3) その他

- お子様が複数いる場合、お子様それぞれの申請が必要になります。
- 申請内容をもとに審査し、令和8年2月中旬に認定結果のお知らせを郵送する予定です。

4 支給額・支給時期（認定者のみ）

支 給 額 91,600円（定額）

支給時期 令和8年2月下旬（予定）

支給方法 申請時に指定された口座にお振込みします。

※申請期限以降の申請については、隨時結果の通知及び支給を行います。

<問合せ・提出先> 港区教育委員会事務局 学校教育部 学務課 学校運営支援係
〒105-8511 港区芝公園1-5-25 港区役所7階
TEL 03(3578)2731